

一般防火対象物（法第17条関係）における消火設備の設置対象物早見表（1）

注：本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、消防法施行令等の条文を参照願います。

防火対象物の別（令別表第1）	消防用設備等の種類	スプリンクラー設備（令第12条）				燃物指定可	屋内消火栓設備（令第11条）			の防火対象物			
		一般 床面積*1の合計 (㎡以上)	地階、無窓階 床面積*1 (㎡以上)	4階以上 10階以下の階 床面積*1 (㎡以上)	地階を除く階 数が11以上の 防火対象物		一般 延べ面積 (㎡以上)	地階・無窓階 または 4階以上の階 床面積(㎡以上)	燃物 指定可				
(1) イ	劇場、映画館、演芸場または観覧場	平屋建以外で6,000		1,500		建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く）を危政令別表第4で定める数量の一〇〇〇倍以上貯蔵し、または取り扱うもの	500 (1,000) [1,500]	100 (200) [300]	たは建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く）を危政令別表第4で定める数量の七五〇倍以上貯蔵し、ま	(1) イ			
ロ	公会堂または集会場	舞台部：300、500*2									(1) ロ		
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	平屋建以外で6,000	1,000	全部		700 (1,400) [2,100]	100 (200) [300]			(1) イ		
	ロ	遊技場またはダンスホール										1,000	(2) ロ
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等（注1）											ハ
ニ	カラオケボックス等（注1）										ニ		
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの										(3) イ	
	ロ	飲食店											1,500
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場	平屋建以外で3,000		1,000								(4)	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	平屋建以外で6,000									(5) イ	
	ロ	寄宿舎、下宿または共同住宅			11階以上の階							ロ	
(6)	イ	(1)診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床または一般病床を有する病院*（注1）	延焼抑制構造*3を有しないもの ⇒全部				700 (下記A) [下記B]	150 (300) [450]				(6) イ	
		(2)診療科名中に特定診療科名を有し、4人以上の患者の入院施設を有する診療所（注1）											
	ロ	(3)病院(1)に掲げるものを除く。、患者を入院させるための施設を有する診療所(2)に掲げるものを除く。または入所施設を有する助産所	延焼抑制構造を有しないもの ・避難に介助が必要な者が入所*4⇒全部 ・延べ面積275以上	1,000	1,500		全部	700 (下記A) [下記B]					ロ
		(4)患者を入院させるための施設を有しない診療所または入所施設を有しない助産所											
ハ	(1)老人短期入所施設、養護老人ホーム等（注1）	平屋建以外で6,000										ハ	
ニ	(2)救護施設 (3)乳児院（注：(2)ではなく(3)の乳児院なので注意。(2)は下記にあり） (4)障害児入所施設 (5)障害者支援施設等（注1） (1)老人デイサービスセンター等（2）更生施設（3）助産施設、保育所、児童養護施設等（4）児童発達支援センター等（5）身体障害者福祉センター等（注1） 幼稚園または特別支援学校												
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの				11階以上の階					(7)			
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの					700 (1,400) [2,100]				(8)			
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	平屋建以外で6,000	1,000	1,500	全部				(9) イ			
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場								ロ			
(10)	車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場（旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る。）									(10)			
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの					1,000 (2,000) [3,000]	200 (400) [600]			(11)			
(12)	イ	工場または作業場				11階以上の階	700 (1,400) [2,100]	150 (300) [450]		(12) イ			
	ロ	映画スタジオまたはテレビスタジオ									ロ		
(13)	イ	自動車車庫または駐車場								(13) イ			
	ロ	飛行機または回転翼航空機の格納庫									ロ		
(14)	倉庫	高さ10mを超え、かつ、延べ面積700(1,400)[2,100]*5以上のラック式倉庫				700 (1,400) [2,100]	150 (300) [450]			(14)			
(15)	前各項に該当しない事業場					1,000 (2,000) [3,000]	200 (400) [600]			(15)			
(16)★	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が特定用途に供されているもの	特定用途部分の床面積の合計が3,000以上の階のうち、当該部分が存する階	特定用途部分床面積1,000以上の階	特定用途部分床面積1,500、1,000*7	全部*8	(1)～(15)項の用途部分ごとに、当該用途の基準による	(1)～(15)項の用途部分ごとに、当該用途の基準による		(16)★ イ			
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物				11階以上の階					ロ		
(16の2)	地下街		・延べ面積1,000以上 ・(6)項イ(1)(2)またはロの用途部分*6				150 (300) [450]			(16の2)			
(16の3)	準地下街（注1）		延べ面積1,000以上で、かつ、特定用途部分の床面積の合計が500以上のもの							(16の3)			
(17)	重要文化財等（注1）									(17)			

注1：防火対象物の詳細は令別表第1を参照
 ※：(6)項イ(1)の病院⇒火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令（規則第5条第3項）で定めるものを除く。
 注記：1. (18)～(20)項の防火対象物は省略。[]は、特定防火対象物
 2. 網掛け部は、平成26年10月16日政令第333号による改正後の基準（平成28年4月1日施行）を示す。（改正前の(6)項イは、「病院、診療所または助産所」右のスプリンクラー設備および屋内消火栓設備の網掛け部も同様
 3. 特定用途：(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途
 4. ★の(16)項の複合用途防火対象物は、(1)項～(15)項の用途部分ごとに、当該用途の基準に従って設置する必要がある（一部の特定基準を除く）。なお、同一用途の部分が2以上存する場合は、それらを合算して一の防火対象物とみなす。（令第9条）
 5. その他、令別表第1の防火対象物の扱い等については、令別表第1の「備考」および令第8条、第9条の2等を参照

※1：床面積⇒総務省令で定める部分（規則第13条第2項）を除く部分の床面積
 ※2：地階、無窓階または4階以上の階にある舞台部は300㎡、その他の階にある舞台部は500㎡
 ※3：延焼抑制構造⇒火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令（規則第12条の2）で定める構造
 ※4：避難に介助が必要な者が入所⇒介助がなければ避難できない者として総務省令（規則第12条の3）で定める者を主として入所させるもの
 ※5：ラック式倉庫の延べ面積⇒主要構造部の構造等により緩和される。（屋内消火栓設備の注記参照）
 ※6：地下街の(6)項イ(1)(2)および(6)項ロの防火対象物の部分は、延焼抑制構造を有するものを除く。
 ※7：特定用途部分が存する階で、当該部分の床面積が1,500㎡以上のもの。なお、(2)項または(4)項の用途が存する階は1,000㎡以上のもの
 ※8：(5)項ロおよび一部の(6)項ロ・ハの用途以外の部分が存しない防火対象物で、(6)項ロおよびハの部分を一定の構造で区画した場合は、10階以下の階には設置を要しない。（規則第13条第1項参照）

注記：面積は、主要構造部の構造、内装等の状況により2倍または3倍に緩和される。（令第11条第2項参照）
 ・（ ）内の数値（2倍の数値）
 主要構造部を耐火構造とした下記以外の防火対象物または準耐火建築物で内装制限した防火対象物に適用
 ・[]内の数値（3倍の数値）
 主要構造部を耐火構造とし、内装制限した防火対象物に適用
 A：1,400または1,000+規則第13条の5の2の防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の床面積の合計のいずれか小さい数値
 B：2,100または1,000+同上のいずれか小さい数値

一般防火対象物 (法第 17 条関係) における消火設備の設置対象物早見表 (2) 注: 本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、消防法施行令等の条文を参照願います。

消防用設備等の種類 防火対象物の別 (令別表第 1)		屋外消火栓設備 (令第 19 条)	連結散水設備 (令第 28 条の 2)	連結送水管 (令第 29 条)		水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備 (令第 13 条)																																																																																																								
		床面積* (㎡以上)	床または延べ面積 (㎡以上)	延べ面積 (㎡以上)	階数等	数値は床面積 (㎡以上)																																																																																																								
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場 ロ 公会堂または集会場				三二一	<div style="text-align: center;">○印の消火設備のうち、いずれかを設置する</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">防火対象物またはその部分</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">水噴霧消火設備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">泡消火設備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">不活性ガス消火設備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">ハロゲン化物消火設備</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">粉末消火設備</td> </tr> <tr> <td>令別表第 1 (13) 項ロに掲げる防火対象物⇒飛行機または回転翼航空機の格納庫</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>の 屋上部分で、回転翼航空機または垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>の 道路*1の用に供される部分</td> <td>屋上部分 600</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>それ以外の部分 400</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の 自動車の修理または整備の用に供される部分</td> <td>地階または 2 階以上の階 200</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 階 500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">の 駐車場の用に供される部分</td> <td>地階または 2 階以上の階*2 200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1 階*2 500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>屋上部分*2 300</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>昇降機等の機械装置により車両 収容台数 を駐車させる構造のもの 10 台以上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>の 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備*3が設置されている部分</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>の 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分*4</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>の 通信機器室</td> <td>500</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定可燃物</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>の 令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危政令別表第 4 で定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、または取り扱うもの</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 綿花類 木毛およびかんなくず ぼろおよび紙くず (動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品を除く。) 糸類 わら類 再生資源燃料 合成樹脂類 (不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずに限る。) ぼろおよび紙くず (動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品に限る。) 石炭・木炭類 可燃性固体類 可燃性液体類 合成樹脂類 (不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずを除く。) 木材加工品および木くず </td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全: 全域放出方式のものに限定されている。</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>					防火対象物またはその部分	水噴霧消火設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備	令別表第 1 (13) 項ロに掲げる防火対象物⇒飛行機または回転翼航空機の格納庫		○			○	の 屋上部分で、回転翼航空機または垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの		○			○	の 道路*1の用に供される部分	屋上部分 600	○	○	○	○		それ以外の部分 400					の 自動車の修理または整備の用に供される部分	地階または 2 階以上の階 200	○	○	○	○		1 階 500					の 駐車場の用に供される部分	地階または 2 階以上の階*2 200					1 階*2 500					屋上部分*2 300	○	○	○	○		昇降機等の機械装置により車両 収容台数 を駐車させる構造のもの 10 台以上					の 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備*3が設置されている部分	200			○	○	の 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分*4	200			○	○	の 通信機器室	500			○	○		指定可燃物	○	○	○	○	の 令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危政令別表第 4 で定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、または取り扱うもの	<ul style="list-style-type: none"> 綿花類 木毛およびかんなくず ぼろおよび紙くず (動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品を除く。) 糸類 わら類 再生資源燃料 合成樹脂類 (不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずに限る。) ぼろおよび紙くず (動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品に限る。) 石炭・木炭類 可燃性固体類 可燃性液体類 合成樹脂類 (不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずを除く。) 木材加工品および木くず 	○	○	○	○		全: 全域放出方式のものに限定されている。			○	○
防火対象物またはその部分	水噴霧消火設備	泡消火設備	不活性ガス消火設備	ハロゲン化物消火設備	粉末消火設備																																																																																																									
令別表第 1 (13) 項ロに掲げる防火対象物⇒飛行機または回転翼航空機の格納庫		○			○																																																																																																									
の 屋上部分で、回転翼航空機または垂直離着陸航空機の発着の用に供されるもの		○			○																																																																																																									
の 道路*1の用に供される部分	屋上部分 600	○	○	○	○																																																																																																									
	それ以外の部分 400																																																																																																													
の 自動車の修理または整備の用に供される部分	地階または 2 階以上の階 200	○	○	○	○																																																																																																									
	1 階 500																																																																																																													
の 駐車場の用に供される部分	地階または 2 階以上の階*2 200																																																																																																													
	1 階*2 500																																																																																																													
	屋上部分*2 300	○	○	○	○																																																																																																									
	昇降機等の機械装置により車両 収容台数 を駐車させる構造のもの 10 台以上																																																																																																													
の 発電機、変圧器その他これらに類する電気設備*3が設置されている部分	200			○	○																																																																																																									
の 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分*4	200			○	○																																																																																																									
の 通信機器室	500			○	○																																																																																																									
	指定可燃物	○	○	○	○																																																																																																									
の 令別表第 1 に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危政令別表第 4 で定める数量の 1,000 倍以上貯蔵し、または取り扱うもの	<ul style="list-style-type: none"> 綿花類 木毛およびかんなくず ぼろおよび紙くず (動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品を除く。) 糸類 わら類 再生資源燃料 合成樹脂類 (不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずに限る。) ぼろおよび紙くず (動植物油がしみ込んでいる布または紙およびこれらの製品に限る。) 石炭・木炭類 可燃性固体類 可燃性液体類 合成樹脂類 (不燃性または難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴムおよびゴムくずを除く。) 木材加工品および木くず 	○	○	○	○																																																																																																									
	全: 全域放出方式のものに限定されている。			○	○																																																																																																									
(2)	イ キヤバレー、カフェー、ナイトクラブ等 ロ 遊技場またはダンスホール ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ カラオケボックス等																																																																																																													
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店																																																																																																													
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場																																																																																																													
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿または共同住宅																																																																																																													
(6)	イ (1) 診療科名中に特定診療科名を有し、療養病床または一般病床を有する病院 (2) 診療科名中に特定診療科名を有し、4 人以上の患者の入院施設を有する診療所 (3) 病院 (1) に掲げるものを除く。、患者を入院させるための施設を有する診療所 (2) に掲げるものを除く。 または入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所または入所施設を有しない助産所	耐火建築物: 9,000 準耐火建築物: 6,000 その他の建築物: 3,000			三二一 建築物で、地階を除く階数が七以上のもの 道路*1の用に供される部分で、延べ面積が六〇〇㎡以上のもの																																																																																																									
	ロ (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 (2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設等	注記: 同一敷地内にある 2 以上の (1) 項から (15) 項まで、(17) 項および (18) 項に掲げる建築物 (耐火建築物および準耐火建築物を除く。) で、当該建築物相互の 1 階の外壁間の中心線からの水平距離が、 ・ 1 階は 3 m 以下 ・ 2 階は 5 m 以下 である部分を有するものは、一の建築物とみなす。	地階の床面積合計 700																																																																																																											
	ハ (1) 老人デイサービスセンター等 (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、児童養護施設等 (4) 児童発達支援センター等 (5) 身体障害者福祉センター等																																																																																																													
	ニ 幼稚園または特別支援学校																																																																																																													
(7) 小学校、中学校、高等学校、大学等																																																																																																														
(8) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの																																																																																																														
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場																																																																																																													
(10) 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場																																																																																																														
(11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの																																																																																																														
(12)	イ 工場または作業場 ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ																																																																																																													
(13)	イ 自動車車庫または駐車場 ロ 飛行機または回転翼航空機の格納庫																																																																																																													
(14) 倉庫																																																																																																														
(15) 前各項に該当しない事業場																																																																																																														
(16) ★	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が特定用途に供されているもの	(1) ~ (15) 項の用途部分ごとに、当該用途の基準による	(1) ~ (15) 項の用途部分ごとに、当該用途の基準による																																																																																																											
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物																																																																																																													
(16 の 2)	地下街		延べ面積 700	延べ面積 1,000																																																																																																										
(16 の 3)	準地下街																																																																																																													
(17) 重要文化財等			地階の床面積合計 700																																																																																																											
(18) 延長 50m 以上のアーケード		(1) から (15) 項と同じ		全部																																																																																																										
注記: 1. 防火対象物の詳細は、早見表 (1) を参照 2. (19) および (20) 項の防火対象物は省略 3. 網掛け部は、平成 26 年 10 月 16 日政令第 333 号による改正後の基準 (平成 28 年 4 月 1 日施行) 4. ★の (16) 項の複合用途防火対象物は、(1) 項 ~ (15) 項の用途部分ごとに、当該用途の基準に従って設置する必要がある (一部の特定基準を除く)。なお、同一用途の部分が 2 以上存する場合は、それらを合算して一の防火対象物とみなす。(令第 9 条)		※: 床面積 地階を除く階数が一であるものにおいては一階の床面積、地階を除く階数が 2 以上であるものにおいては 1 階および 2 階の床面積の合計		※: 道路 車両の交通の用に供されるものであって総務省令 (規則第 31 条の 8) で定めるものに限る。		※ 1: 道路⇒左記連結送水管の※参照 ※ 2: 屋上部分を含み、駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる構造の階を除く。 ※ 3: その他これらに類する電気設備 (昭和 51 年 7 月 20 日付け消防予第 37 号) リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、油入コンデンサー、油入しゃ断器、計器用変成器等 ※ 4: その他多量の火気を使用する部分 (昭和 51 年 7 月 20 日付け消防予第 37 号) 金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等のうち、最大消費熱量の合計が 300,000kcal/時 (350kW) 以上のものが設置されている場所																																																																																																								